

新潟県公安委員会規則第2号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成25年3月1日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正）

第1条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
犯 罪 に よ る 収 益 の 移 転 防 止 に 関 す る 法 律 関 係	(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。） <u>第8条第1項</u> の規定による疑わしい取引の届出の受理 (2) <u>犯罪収益移転防止法第8条第3項</u> の規定による主務大臣への通知 (3) <u>犯罪収益移転防止法第14条</u> の規定による報告又は資料の提出の要求 (4) <u>犯罪収益移転防止法第15条第1項</u> の規定による立入検査の指示 (5) <u>犯罪収益移転防止法第16条</u> の規定による必要な指導、助言及び勧告 (6) <u>犯罪収益移転防止法第17条</u> の規定による必要な措置の命令 (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号） <u>第26条第2項</u> の規定による身分証明書の発行	犯 罪 に よ る 収 益 の 移 転 防 止 に 関 す る 法 律 関 係	(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。） <u>第9条第1項</u> の規定による疑わしい取引の届出の受理 (2) <u>犯罪収益移転防止法第9条第3項</u> の規定による主務大臣への通知 (3) <u>犯罪収益移転防止法第13条</u> の規定による報告又は資料の提出の要求 (4) <u>犯罪収益移転防止法第14条第1項</u> の規定による立入検査の指示 (5) <u>犯罪収益移転防止法第15条</u> の規定による必要な指導、助言及び勧告 (6) <u>犯罪収益移転防止法第16条</u> の規定による必要な措置の命令 (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号） <u>第18条第2項</u> の規定による身分証明書の発行
(略)		(略)	

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則（平成20年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(届出の受理) 第2条 <u>法第8条第1項</u> の規定による疑わしい取引の届出を受理したときは、届出者に別記様式第1号の届出受理書を交付するものとする。	(届出の受理) 第2条 <u>法第9条第1項</u> の規定による疑わしい取引の届出を受理したときは、届出者に別記様式第1号の届出受理書を交付するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第3条 法第14条の規定による報告又は資料の提出
要求は、別記様式第2号の報告・資料提出要求書
により行うものとする。

(是正命令)

第4条 法第17条の規定による是正命令は、別記様
式第3号の是正命令書により行うものとする。

別記様式第1号 (第2条関係)

(略)

届 出 受 理 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成
19年法律第22号)第8条第1項の規定に基づく疑
わしい取引の届出を受理いたしました。

(略)

2 受理方法

・ 文書 ・ 電磁的記録媒体

(略)

別記様式第2号 (第3条関係)

(略)

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成
19年法律第22号)第14条の規定により、次のとお
り報告・資料提出を要求する。

(略)

別記様式第3号 (第4条関係)

(略)

是 正 命 令 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成
19年法律第22号)第17条の規定により、次のとお
り命令する。

(略)

(報告又は資料の提出要求)

第3条 法第13条の規定による報告又は資料の提出
要求は、別記様式第2号の報告・資料提出要求書
により行うものとする。

(是正命令)

第4条 法第16条の規定による是正命令は、別記様
式第3号の是正命令書により行うものとする。

別記様式第1号 (第2条関係)

(略)

届 出 受 理 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成
19年法律第22号)第9条第1項の規定に基づく疑
わしい取引の届出を受理いたしました。

(略)

2 受理方法

・ 文書 ・ フレキシブルディスク

(略)

別記様式第2号 (第3条関係)

(略)

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成
19年法律第22号)第13条の規定により、次のとお
り報告・資料提出を要求する。

(略)

別記様式第3号 (第4条関係)

(略)

是 正 命 令 書

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成
19年法律第22号)第16条の規定により、次のとお
り命令する。

(略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。